

2016年2月

各位

## 旭化成建材株式会社の杭工事施工物件に関するご報告

旭化成株式会社

このたびは、弊社の子会社である旭化成建材株式会社（以下、「旭化成建材」）の杭工事施工物件における施工データの流用等に関し、皆様のご信頼を損ない、多大なご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。本件における昨年11月から本年2月現在までの状況と今後の対応につきまして、以下のとおりご報告させていただきます。

### 1. 外部調査委員会の中間報告書受領について

杭工事施工データ流用等の調査等を目的として設置された外部調査委員会（弊社と利害関係のない3名の弁護士により構成）より、本年1月8日、中間報告書を受領し、公表いたしました。報告書には主に横浜市所在マンションにおける杭工事施工データの流用等に関する調査結果が記載されております。その概要は以下のとおりです。

- （1）施工データの管理装置やデータを取得する現場の体制に問題があり、その対策を旭化成建材として十分に行っていなかったため、施工データの適切な取得・保管ができていなかった。
- （2）施工データが取得できなかった際にそのまま報告せず、他の杭の施工データを流用することで施工報告書を取り繕っていた。その原因としては、施工データが欠落した際のルールが明確に決まっていなかったこと、施工データ流用に対する罪悪感・抵抗感が鈍麻していたこと、実際の施工さえしっかり行えば施工データ自体は重要でないと思っていたことなどが挙げられる。
- （3）旭化成建材の管理体制・教育体制に不備があり、施工データの取り扱いに関するルールの整備や十分な教育を怠っていた。
- （4）再発防止策として、管理装置の改善や、施工データ原本の保管・提出のルール化、現場への管理教育体制の強化等を提言する。
- （5）旭化成建材が施工データの流用等を許容・黙認していた事実は認められなかった。

### 2. 建設業法に基づく監督処分等について

本年1月13日、旭化成建材は国土交通省関東地方整備局より、建設業法に基づく監督処分等を受けました。処分等の理由は、横浜市所在マンションにおける杭工事施工において、専任の主任技術者を設置しなかったこと（下記（1））、一次下請業者から建設工事を一括して請け負ったこと（下記（2））、施工データの流用等を行ったこと（下記（3））であり、処分等の概要はそれぞれ以下のとおりです。

- （1）建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分  
今回の違反行為の再発を防ぐため、役職員への違反内容および処分内容の周知徹底、関連法令遵守のための研修・教育の実施、業務運営方法の調査点検等の措置を講じ、速やかに報告すること。
- （2）建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令  
平成28年1月28日から同年2月11日までの関東甲信におけるとび・土工工事の営業停止。
- （3）建設業法第41条第1項の規定に基づく勧告  
データ流用等の再発防止の徹底等を図り、具体的に講じる措置を速やかに報告すること。

### 3. 社内調査委員会の中間報告書公表について

本年2月9日、社内調査委員会がとりまとめた中間報告書を公表いたしました。横浜市所在マンションにおける施工データ流用等については外部調査委員会の調査結果に従うこととしたため、本報告書では旭化成建材が過去およそ10年間に施工した既製コンクリート杭工事におけるデータ流用等に関する調査結果を記載しております。報告書の概要は以下のとおりです。

- （1）施工データ流用等が行われた原因として、①杭工事施工現場においてデータ欠落が発生しやすい状況があったこと、②施工データ欠落発生時の対応に不備があったこと、③施工データの重要性に対する現場責任者らの意識が希薄であったこと、④旭化成建材の杭事業に管理上の問題があったことが挙げられる。
- （2）再発防止策として、①施工データの確実な取得・管理、②施工データ欠落時の対応ルールの策定、③適切な管理体制の構築、④現場責任者および関係者への教育の実施、⑤旭化成建材の組織・人・意識の問題に対する施策が挙げられる。

※詳細は、裏面の「社内調査委員会 中間報告書 概要」をご参照ください（同概要では旭化成建材を「AKK」と表記しております）。

弊社および旭化成建材は、建設業法に基づく監督処分等を厳粛に受け止め、改めて法令遵守の徹底を図るとともに、両調査委員会の中間報告を基に、早急に再発防止体制の構築と施策の実行に取り組み、信頼の回復に向けて全力を尽くしてまいります。

なお、平成28年3月期第3四半期決算にて、施工データの流用等の調査等に要した費用約13億円を「杭工事関連損失」として計上いたしました。

### 4. 役員の異動および処分について

本年2月9日、以上の経営責任を明確にし、旭化成グループの信頼回復と持続的な成長を全社一丸となって推進するため、以下のとおり役員の異動および処分を決定いたしました。

- （1）旭化成株式会社  
代表取締役社長 兼 社長執行役員あさの としおの浅野 敏雄および代表取締役 兼 副社長執行役員ひらい まさひとの平居 正仁の2名は本年4月1日付で代表取締役および執行役員を退任し、本年6月の定時株主総会終結時をもって取締役をそれぞれ退任いたします。なお、本年4月1日付で代表取締役 兼 専務執行役員こぼり ひできの小堀 秀毅が代表取締役社長 兼 社長執行役員に就任いたします。
- （2）旭化成建材株式会社  
代表取締役社長 兼 社長執行役員まえだ とみひろの前田 富弘は本年4月1日付で代表取締役社長、取締役および執行役員を退任し、取締役 兼 常務執行役員さかい まさてるの堺 正光が代表取締役社長 兼 社長執行役員に就任いたします。

併せて、ステークホルダーの皆様にも多大なご迷惑をおかけし、旭化成グループの社会的信用を著しく傷つけたとして、旭化成建材の取締役であるまえだ とみひろ さかい まさてる前田 富弘およびはぎもと ひとし萩元 斉（取締役 兼 常務執行役員）の3名の役員は3カ月間の減俸処分といたします。

弊社は、二度と今回のような問題を起こさないことをお誓いし、再び皆様からご信頼いただけますよう、最善を尽くしてまいります。皆様には、今後ともご理解、ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上

本ご報告は2015年9月末の基準でお送りしております。

# 社内調査委員会 中間報告書 概要

## 【調査の概要】

### I. 委員会設置の経緯

- ◆ 横浜物件において確認されたデータ流用を契機とした調査
- ◆ 旭化成建材（AKK）が過去約10年間に横浜物件と同種の工法で施工した物件「対象過去物件」の杭施工について、データ流用の実態を調査

### II. 調査の目的と組織体制

- ◆ 横浜物件に対する調査：外部調査委員会の調査結果に従う
- ◆ 過去対象物件に対する調査
  - ① データ流用の有無の調査
  - ② データ流用が認められた物件についての安全性の確認
  - ③ データ流用の原因の調査
  - ④ 再発防止策の検討

## 【調査事項、調査方法等】

### I. 調査事項① 対象過去物件におけるデータ流用の有無

- ◆ AKKの支店および外部の関係者で保管されている施工報告書をAKK東京本社に集約
- ◆ 施工データについて、波形図および数字データ表を複数名が目視で確認
- ◆ AKKの調査結果と、元請建設会社による調査結果を突合し、データ流用の有無を確認
- ◆ 杭工事関係者に対するヒアリング、およびヒアリング結果とデータの検証結果の突合

### II. 調査事項② 対象過去物件におけるデータ流用の原因

- ◆ 関係者ヒアリング：合計56名  
対象過去物件の現場責任者経験者、AKKの既製コンクリート杭事業関係者
- ◆ 関連資料の調査  
AKKの経営関連会議体議事録、規程類、AKKの杭事業に関連するファイルサーバー内に保存されていたすべての電子データなど

### III. 調査の基準日

- ◆ 本報告の基準日は2016年2月8日

## 【データ流用問題に関する前提事項】

- ◆ 支持層到達の確認方法について
  - ✓ 地盤調査
  - ✓ 試験杭(試掘調査)
  - ✓ オーガーマーター駆動装置の電流値の変化
  - ✓ 杭打ち機から伝わってくる振動や音の変化
- ◆ 施工データの計測装置
  - ✓ アナログ式電流計(記録紙あり/バックアップデータなし)
  - ✓ 積分電流計(記録紙あり/バックアップデータあり)
  - ✓ 統合型管理装置(記録紙あり/バックアップデータあり)
- ◆ 主任技術者および現場責任者について
  - ✓ 主任技術者の役割  
建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる
  - ✓ 現場責任者の役割  
杭工事全体を把握し、工事の遂行・安全管理を徹底

## 調査結果－データ流用の概要－

### I. データ流用の件数⇒ 3,052件中360件の施工データに流用があることが判明

### II. データ流用の具体的手法

#### 1. アナログ式電流計の場合（3通りの手法）

記録紙が欠落した場合



- ① 別の杭の電流計データの記録紙をコピーする
- ② 2つ以上の杭の電流計データの記録紙をコピーし、波形を切り貼りして組み合わせる
- ③ ①または②に、更に波形を加筆する

#### 2. 積分電流計、流量計および統合型管理装置の場合

記録紙およびバックアップデータの双方が欠落した場合



データが欠落している部分については、他の杭データをコピーし、一部については数字を書き換えた上で、杭番号等を書き換えて印刷したものを施工報告書に添付

## 結果－原因分析－

### I. データ欠落が発生しやすい状況の存在

- ◆ データ欠落が生じやすい外部環境
  - ✓ 杭工事現場自体が水、泥等でぬかるみ、汚れている
  - ✓ 計測装置を雨や泥等の外的要因の影響を受けやすい屋外に設置
- ◆ 計測装置操作に関する原因
  - ✓ スイッチの入れ忘れ、操作ミス
  - ✓ 管理不備によるインク切れ、記録紙切れ
- ◆ 現場責任者と他の作業員のコミュニケーション不足
- ◆ 施工データの管理に関する原因
  - ✓ 記録形態(記録紙、記憶媒体としてのSDカード)の性質  
⇒誤操作、バックアップデータへの依存等を誘発
  - ✓ 現場責任者に、施工データを適切に保管・管理する場所・環境を与えなかった
  - ✓ 現場責任者が、長期間施工データの整理をせず、杭工事完了後などに、まとめて全ての施工データの整理を行っていた

### II. データ欠落発生時の対応の不備

- ◆ 施工データの管理手順・データ欠落時の対応ルールの未整備・不徹底
  - ✓ 発注者との間でも取り決めなし
- ◆ AKKは、施工データの流用を防止するための有効なチェックを実施せず
- ◆ データ管理に関する規程類、施工データ流用防止のためのチェック体制の欠落
- ◆ 施工データの必要性、重要性、技術者倫理、コンプライアンス等に焦点を当てた教育の欠如
- ◆ AKKの施工データの取得・管理に対する意識の不足

### III. 施工データの重要性に対する現場責任者らの意識の問題

- ◆ 現場責任者による施工データ軽視の風潮
  - ✓ 電流計データが支持層到達確認の唯一の手法ではなかった
  - ✓ 必要なセメントミルクが確実に注入される作業手順になっていた
- ◆ 現場責任者が、AKKや元請建設会社にデータ欠落を報告しにくい環境

### IV. AKKの杭事業の管理上の問題

- ◆ 施工データの欠落が発生する実情に関する認識の不足  
⇒ データ欠落が発生した場合の対応策を講じることができなかった
- ◆ トラブル事案の情報共有体制に関する問題  
⇒ 社内全体への問題周知、原因究明、再発防止策の徹底等を講じることができなかった
- ◆ 人員の固定化の問題  
⇒ 事業環境の厳しさ、高い専門性等を理由とする人員の固定化および業務フローの問題点の見過ごし

## 再発防止策

### I. 施工データの確実な取得・管理

- ◆ 計測装置の改善
- ◆ 計測装置の保護対策の実施
- ◆ 計測装置の操作漏れ防止のため現場責任者の業務・配置等の見直し
- ◆ 現場作業員全員がチームワークを発揮できる体制の構築、役割分担の見直し
- ◆ 杭施工の現場から事務所に対し、施工データの電子データを速やかに送る仕組み等の検討

### II. データ欠落時の対応ルールの策定

- ◆ 報告ルートの整備
- ◆ 補完的方法による施工品質確保の確認方法
- ◆ 工事中断時のコスト負担方法の取り決め

### III. 適切な管理体制の構築

- ◆ 日々の施工データの取扱ルールの整備
- ◆ 施工データ原本をAKKに集約するルールの整備
- ◆ 確実な施工データの取得・管理という視点も加味した施工現場の視察・監査の実施
- ◆ 現場責任者を含む作業員とAKK管理者とのコミュニケーションの促進

### IV. 現場責任者および作業員への教育の実施

- ◆ 施工データ軽視の風潮を改めるため、技術者倫理・コンプライアンスに関する教育の実施
- ◆ 管理装置の操作について教育の実施
- ◆ 現場責任者等のスキル・能力に関する定期的な確認、フォロー教育の実施

### V. AKKの組織・人・意識の問題への施策

- ◆ AKK従業員について、コンプライアンス・倫理教育を通じたコンプライアンス意識の向上
- ◆ 問題発生時の社内での情報共有、原因究明、再発防止等を実施する社内体制の再構築
- ◆ 杭事業に携わる社員が、他の組織の人の目に触れる機会を増やすような仕組みを取り入れる
- ◆ 組織の風通しをよくし、意識の固定化を防止